

○事業再構築等促進円滑化業務実施方針

第1章 総 則

(目的)

第1条 事業再構築等促進円滑化業務実施方針は、事業再構築等促進円滑化業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第24条の3第1項に規定する事業再構築等促進円滑化業務をいう。以下同じ。）の方法、条件その他の必要となる基本的事項を定め、もって当該業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

(業務の実施)

第2条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、認定事業者（産活法第5条第1項、第7条第1項、第9条第1項又は第11条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又はその関係事業者（産活法第2条第2項に規定する関係事業者をいう。以下同じ。）から認定計画（産活法第6条第2項に規定する認定事業再構築計画、第8条第2項に規定する認定経営資源再活用計画、第10条第2項に規定する認定経営資源融合計画又は第12条第2項に規定する認定資源生産性革新計画をいう。以下同じ。）に従って認定事業再構築等関連措置（産活法第24条の3第1項に規定する認定事業再構築等関連措置をいう。以下同じ。）を実施するための資金の貸付けの申請等を受けた指定金融機関（産活法第24条の5第1項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）が、公庫に資金の貸付けの申請等をした場合には、事業再構築等促進円滑化業務を行うものとする。

(体制等の整備)

第3条 公庫は、事業再構築等促進円滑化業務を円滑に実施するため必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

(認定事業者又はその関係事業者に対する貸付けに関する事項)

第4条 事業再構築等促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付け（以下この条において単に「貸付け」という。）は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 貸付けの取扱期間

認定計画の期間とする。

二 貸付けの相手方

認定事業者又はその関係事業者とする。

三 貸付けの限度額

認定計画に従って実施する認定事業再構築等関連措置に必要な事業費の範囲内とする。

四 貸付けの償還期限

5年以上

五 貸付けの据置期間

必要に応じて据置期間を設ける。

六 貸付けの償還方法

割賦償還又は一括償還とする。

七 担保

必要に応じ担保を徴する。

八 保証人

必要に応じ保証人を徴する。

九 認定取消時の繰上償還

産活法第6条第2項若しくは第3項、第8条第2項若しくは第3項、第10条第2項若しくは第3項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、指定金融機関は、当該認定計画に基づき貸付けた資金について繰上償還を求めるものとする。

第2章 業務に関する事項

(指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項)

第5条 公庫が事業再構築等促進円滑化業務として行う指定金融機関に対する貸付け（以下「ツーステップ・ローン」という。）は、次の各号に定めるところにより行う。

一 ツーステップ・ローンの対象

認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って認定事業再構築等関連措置を実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸付けする際に必要となる資金とする。

二 ツーステップ・ローンの方法

証書貸付とする。

三 ツーステップ・ローンの利率

公庫がツーステップ・ローンのために国から借り入れる財政融資資金の利率と同じ利率とする。

四 ツーステップ・ローンの償還期限

7年、10年又は15年とする。

五 ツーステップ・ローンの据置期間

償還期限が7年又は10年のものについては2年、償還期限が15年のものについては3年とする。

六 ツーステップ・ローンの償還方法

半年賦元金均等償還とする。

七 不用資金の返済

指定金融機関は、公庫から借り入れた資金の全部又は一部について、認定事業者又はその関係事業者に対する貸付けに必要な資金として使用しないこととなった場合（主務

大臣が特に必要と認める場合を除く。)は、当該使用しないこととなった額を公庫に返済するものとする。

八 繰上償還に係る補償金

指定金融機関が公庫に対し繰上償還（前号の規定による公庫への返済を含む。この号において同じ。）を行う場合に公庫に対し支払うこととなる繰上償還に係る補償金その他の取扱いについては、産活法第 24 条の 8 第 1 項の規定に基づき公庫と指定金融機関の間で締結する協定で定めるところによる。

(禁止事項)

第 6 条 指定金融機関は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第 1 号に掲げる行為については産活法に基づく命令（告示を含む。）に、第 2 号に掲げる行為については業務規程（産活法第 24 条の 5 第 2 項に規定する業務規程をいう。）に、特段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 既存の債権の弁済を行うために認定事業者又はその関係事業者に対する貸付けを行うこと。
- 二 事業再構築等促進業務（産活法第 24 条の 5 第 1 項に規定する事業再構築等促進業務をいう。）の全部又は一部を第三者に委託すること。

附 則

(施行日)

- 1 この方針は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(主管部)

- 2 この方針の主管部は、危機対応等円滑化業務部とする。